

# ■法人の県民税・法人の市町村民税

この税は、県内に事務所や事業所などを持っている法人などに課税されるものです。

法人についても法人県民税と法人市町村民税とがあり、これらをあわせて「法人住民税」といいます。



- ・県内に事務所（事業所）がある法人  
（人格のない社団又は財団を含む公益法人等については収益事業を行うもの）  
.....均等割と法人税割
- ・県内に事務所（事業所）はないが、寮、宿泊所、クラブなどを持っている法人・・・均等割  
※「均等割」とは、所得金額の多少にかかわらず、一定の税額を納めるものです。  
※「法人税割」とは、国に納める法人税の額を基礎に税額を計算して納めるものです。
- ◎県内に事務所等を設置したときは、県税事務所及び市町村に申告する必要があります。  
各種届出書については、奈良県ホームページ<https://www.pref.nara.jp/>の税務課のページからダウンロードすることができます。  
市町村分については、各市町村にお問い合わせください。



(1) 均等割

法人等の区分		納める額	
資本金等の額	市町村内の従業者数	県民税(年額) (森林環境税を含む)	市町村民税(年額)
50億円超	50人超	840,000円	3,000,000円
	50人以下		410,000円
10億円超50億円以下	50人超	567,000円	1,750,000円
	50人以下		410,000円
1億円超10億円以下	50人超	136,500円	400,000円
	50人以下		160,000円
1千万円超1億円以下	50人超	52,500円	150,000円
	50人以下		130,000円
1千万円以下	50人超	21,000円	120,000円
	50人以下		50,000円
上記以外の法人等		21,000円	50,000円

※森林環境税として法人県民税均等割に5%の超過課税を実施しています。  
 ※「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいいます。  
 ◎平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、「資本金等の額（上記の額から無償増減資等の額を加減算した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い方の額になります。

(2) 法人税割

法人等の区分	H26.9.30以前に開始する事業年度		H26.10.1～R1.9.30に開始する事業年度		R1.10.1以後に開始する事業年度	
	県民税(税率)	市町村民税(税率)	県民税(税率)	市町村民税(税率)	県民税(税率)	市町村民税(税率)
下記以外の法人	法人税額の5.8%	法人税額の12.3%	法人税額の4.0%	法人税額の9.7%	法人税額の1.8%	法人税額の6.0%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額の5.0%	～14.7%(各市町村の条例で定められています)	法人税額の3.2%	～12.1%(各市町村の条例で定められています)	法人税額の1.0%	～8.4%(各市町村の条例で定められています)

※社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等の経費に充てるため、法人県民税法人税割に0.8%の超過課税（上表上段の税率）を実施しています。



「法人の県民税」については県税事務所に、「法人の市町村民税」については各市町村に対し、それぞれ定められた期日までに、申告書を提出、あわせてその税額を納付することになっています。

申告の種類により、納める税額や申告の期限は次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1. 中間申告 法人事業税の中間 申告義務のある普通 法人(医療法人を 含む)	(1) 予定申告	$\begin{array}{r} \text{前事業年度の} \\ \text{法人税割額} \end{array} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \\ + \\ \text{均等割額}$	事業年度開始の日以後6月経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人税割額 + 均等割額	
2. 確定申告		(法人税割額 + 均等割額) - 中間納付額	原則、事業年度終了の日から2月以内
3. 修正申告	申告した税額に不足額があったとき	(法人税割額 + 均等割額) - 既納付額	すみやかに



※2以上の都道府県、市町村に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県、市町村ごとの従業員数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納めることになっています。

※公共法人・公益法人等で均等割のみを課税される法人等は、毎年4月30日までに均等割額を申告し、納めることになっています。

※令和4年4月1日以後開始事業年度より、連結納税制度を見直しグループ通算制度が適用されます。申告には個別の規定が適用されます。